

## 経費の取扱いについて

「公益財団法人広島市文化財団文化活動助成事業」は、発表事業自体に対しての助成となり、経費の項目ごとに、助成の対象となるもの・ならないもの、そして助成金交付申請書に記入できないものがあります。過度な積算とならないようご留意の上、発表会等に係る経費を下表に従って算出し、提出してください。

助成対象経費	印刷費	ポスター・チラシ・入場券・アンケート・無料で配布するプログラム・無料で配布する出品目録等の印刷費	
		これらの印刷に要する用紙代・インク代・コピー代・デザイン料	
	会場使用料	ホール、会議室、ギャラリー等の使用〈利用〉料（照明・音響等の附属設備料、光熱水費を含む）	
		* 本番・前日のゲネプロ（通し総稽古）及び仕込みに係る経費は可	
	舞台・会場設営費	会場設営・撤去費 （会場看板作製委託料、テント設営、もうせん設置、舞台装飾、舞台花等）	
		大道具費（舞台美術料、舞台背景委託料等）	小道具費（家具、置物等）
		舞台操作費	照明費 （照明プラン、照明操作、照明機材賃借等）
		音響費 （音響プラン、音響操作、音響機材賃借等）	字幕費
		ピアノ調律費	機材賃借料（楽器、演出機材等）
		展示説明のためのキャプション作成費	舞台・会場設営に要する消耗品等
会場への道具・機材・楽器・作品運搬費（運搬に伴う車両賃借、駐車場代等※有料道路代は不可）			
* 大道具費・小道具費について、日常で使用できる物の購入費は不可			
* 発表のための一時的なステージ、展示壁、展示台等の設置費は可			
助成対象外経費	舞台費	衣裳費（着付け料、クリーニング代等）、被り物費、メイク費、かつら費、持ち道具費、履物費等	
	報償費	ゲスト・エキストラ出演料	作詞料、作曲料、編曲料
		受付賃金、会場整理員賃金	演出料、監修料、台本料、振付料、衣裳等デザイン料
		司会者謝礼金、譜めくり謝礼金、託児謝礼金	通訳・翻訳料
		舞台監督料、演出等助手料、稽古ピアニスト料	
	練習場使用料	本番前日までに使用した練習場の使用料（本番のための練習に限る）	
	事務費・その他	印刷に係る印刷費以外の作成経費（原稿執筆謝礼金、写真撮影費、写真掲載料等）	
		有料配布する場合のプログラム・出品目録等の作成経費	
		広告宣伝費（新聞・雑誌・駅貼り広告、宣伝デザイン料、ホームページ作成料、新聞折り込み、ポスティング、ちらし貼付け設置料等）	
		記録費（録画・録音・写真撮影、DVD、CD、MD、USBメモリ、写真アルバム等）	
		記録集・報告書作成費	絵画等額縁経費・パネル代、ワークショップ材料費等
		楽譜購入費、楽譜賃借料	著作権使用料
		入場券等販売手数料	案内状送付料
事務用品（消耗品）の購入		事務関係コピー代	
振込手数料		催事保険料	
会場駐車場警備費		ゲスト出演者等旅費（交通費・宿泊料）	
本番当日に係る出演者及びスタッフの弁当・ケータリング等の飲食代			
申請書に記入できない経費	事務所維持費	職員給与	
	楽器・事務機器・事務用品等の購入費	展示台等の作製経費	
	美術作品等の画材費・素材費	写真展等の写真プリント代・パネル代	
	音楽作品・映像作品等の作品制作費	電話代・ファックス代・メール代	
	取材・会議・企画・制作等に係る経費	マネジメント料	
	レセプションパーティーに係る経費・打ち上げ費等	予備費	

※ 助成対象経費は、事業実施報告書提出時、領収書等の写しが必要となります。  
また、領収書等に不備がある場合は必要経費として認められない場合があります。  
（宛名、日付、金額、ただし書、発行者の住所・法人(団体)名・代表者名がない等）

※ 営利事業とみなされる経費

申請する個人や団体の構成員（いずれも家族を含む）及びこれらの勤務先や関連する別団体に利潤が配分される場合（出演料や謝礼金等の名目で配分される場合を含む）は営利事業とみなし、助成の対象となりませんのでご注意ください。